

福井女子中学生殺人事件の再審開始決定にあたっての声明

本日、名古屋高等裁判所金沢支部（伊藤新一郎・裁判長）は、再審請求人前川彰司さん、同保佐人父前川禮三さんの請求にかかわる再審請求事件、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」について、再審開始の決定をした。

本件は、1986年3月、福井市内において、女子中学生が殺害された事件である。事件発生から1年後に、前川彰司氏が犯人として逮捕されたが、前川氏は逮捕以来今日まで一貫して無実を主張し、同氏と犯行を結びつける物証は皆無であった。

第1審の福井地方裁判所は、①犯人を目撃した者がいない、②具体的な犯行を明らかにする証拠がない、③犯人が前川さんだとする物的証拠がない、④前川さんを見たとする目撃証人や前川さんから犯行を聞いたとする証人の証言が信用できるかどうか問題となるが、証言は「いずれも信用し難いもので、被告人（前川さん）と本件犯行とを結びつけるに足り」ないとし、1990年9月26日、無罪判決を言い渡した。

ところが、2審の名古屋高等裁判所金沢支部は、1995年2月9日、「関係者の供述が大要で一致している」として、供述の変遷を無視し、犯人を特定するに足りる物的証拠がないにもかかわらず、1審の無罪判決を破棄し、逆転有罪の判決（懲役7年）を言い渡した。さらに、最高裁判所も、控訴審の誤りを正すことなく、1997年11月12日、請求人の上告を棄却し、2審判決が確定した。

2004年7月に申立てられた再審請求審の審理においては、弁護団の努力により、これまで未開示であった多くの関係者の供述調書や解剖時における死体状況等の写真などの多数の新証拠が開示された。新証拠であるこれらの開示証拠と犯行態様等に関する鑑定書等が取調べられた結果、犯行態様とその犯人像に関する2審判決の事実認定は完全に崩壊した。また、関係者の著しい供述変遷は、「前川がやった」と警察に「密告」した暴力団員Yの供述変遷と軌を一にしていたこと、さらに、同人らの供述は客観的状況と矛盾することが明白になり、確定判決の誤りはより明確に裏付けられた。

この間、私達は21回にわたり再審開始を求める要請行動を行い、約32,000筆の署名を裁判所に提出して来た。また、3回にわたって全国現地調査を開催し、このなかで多くの参加者が、前川さんは無実であることに確信を深めた。

私達は、本日の再審開始の決定は、前記の審理に基づく正当な判断であり、また、最近の足利事件、布川事件等の無罪判決に続き、冤罪事件のたたかいに大きな影響を与え、前川さんの無罪への第一歩を記したものとして評価する。

他方、20年以上も事実認定に重大な影響を与える証拠を開示せず、無辜の救済を拒んだ検察官に対して真摯な反省を求めるとともに、今回の再審開始決定に対して、異議申立てを行うことなく、速やかに再審公判への途を開くことを求める。

私達は、今後とも、前川さんが無罪判決を勝ち取り、冤罪を晴らす日まで支援を続けることを決意する。

2011年11月30日

日本国民救援会中央本部
日本国民救援会福井県本部